

## プレミアム付商品券

---

消費税・地方消費税率の10%への引上げが住民税非課税の方・小さな乳幼児のいる子育て世帯の方の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の販売を行います。

### 1.購入対象者

---

購入対象者は、以下の要件（(1)または(2)）を満たす方になります。

(1)及び(2)の両方の要件に該当する方は、両方とも対象になります。

(1)住民税非課税者⇒申請が必要です。

- 平成31年1月1日時点で本村の住民基本台帳に登録されている方
- 令和元年度の市町村民税（均等割）が課税されていない方

ただし、市町村民税（均等割）が課税されている方の配偶者や扶養親族等、生活保護の被保護者等及び市において、購入引換券の交付決定がされる前に亡くなられた方は対象外

(2)学齢3歳未満の子が属する世帯の世帯主（以下「子育て世帯主」と言います。）

- 次の各区分における基準日時点で本村の住民基本台帳に登録されている方
- 当該区分の対象となる子がいる世帯の世帯主

区分	基準日	対象となる子の生まれた日
A	令和元年6月1日	平成28年4月2日から令和元年6月1日まで
B	令和元年7月31日	令和元年6月2日から令和元年7月31日まで
C	令和元年9月30日	令和元年8月1日から令和元年9月30日まで

## 2. 購入単位および購入限度額

---

1冊5千円（500円券の10枚つづり）の商品券を4千円で合計5回まで購入できます。

5千円分の商品券を購入するごとに、1つの確認印が購入引換券に押印されます。

購入限度額は、購入対象者（子育て世帯主は子ども）1人につき2万5千円（販売額2万円）

## 3. 商品券の販売期間と使用期間

---

- 販売期間：令和元年10月1日（火曜日）から令和2年2月29日（土曜日）まで
- 使用期間：令和元年10月1日（火曜日）から令和2年3月31日（火曜日）まで

販売店舗（販売所）は、下記の村内店舗です。

竹 島：中原商店・竹の家

硫黄島：大山商店・（株）いおう

黒 島：米盛商店・杉山商店

※使用可能店舗は随時追加していきます。

#### 4.商品券の取扱い

---

- 商品券の使用対象外の商品等は次のとおりです。

ア.不動産や金融商品

イ.たばこ

ウ.商品券、プリペイドカードなど換金性の高いもの

エ.風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連

特殊営業において提供される役務

オ.国税、地方税や使用料などの公租公課

- その他の留意事項

ア.登録店舗において、使用期間内に限り使用可能。

イ.つり銭は支払われない。

ウ.転売、譲渡及び換金はできない。

## 5.購入引換券の交付申請方法

---

- 住民税非課税者分の購入引換券の交付申請は、原則として「窓口申請」となります。
- 子育て世帯主分の購入引換券の交付申請は不要です。市より対象の方へ購入引換券を送付します。

## 6.申請期限

---

令和2年2月29日（土曜日）必着

### お問い合わせ

三島村役場総務課

〒892-0821 鹿児島市名山町 12-18

電話番号：099-222-3141

ファクス：099-223-1832